

## 福岡市ケアテック推進コンソーシアム規約

### 第1条(名称)

本コンソーシアムの名称を「福岡市ケアテック推進コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)」とする。

### 第2条(目的)

人生100年時代を見据えた持続可能な社会をつくるプロジェクト「福岡100」において、健康・医療・介護分野の現場の負担軽減や人材不足解消などといった課題と、スタートアップ企業の多彩なアイデアや技術を結び付け、解決につなげていくことを目指す。

### 第3条(事業)

コンソーシアムの事業は次に掲げるとおりとする。

- (1) ICT/IoTなどを活用した先進事例/サービス等の情報提供
- (2) 介護現場の課題をスタートアップ企業などと共有し、課題解決と新たなサービスの創出を促進
- (3) 新たなサービスの介護現場等でのトライアル・改善をサポート
- (4) スタートアップ企業などへの成長支援(マーケティング・資金調達支援、必要な連携相手の紹介など)
- (5) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

### 第4条(構成)

コンソーシアムは、健康・医療・介護に関する事業者、およびそれらに関連する事業を行うスタートアップ等の企業、スタートアップ等を支援するベンチャーキャピタルや金融機関、任意団体や個人事業主(起業予定者を含む)などで、コンソーシアムの趣旨に賛同するものをもって構成する。

### 第5条(事務局)

コンソーシアムの事務局を、福岡市保健福祉局健康先進都市推進担当に置く。

### 第6条(会員)

コンソーシアムの会員は、コンソーシアムの趣旨に賛同する法人、団体、および個人事業主とする。なお、個人事業主には起業予定者を含める。

## 第7条(入会)

コンソーシアムの会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を事務局に提出し、承認を得なければならない。

2 入会申込書については、電子的な手段を用いることができる。

## 第8条(会費)

会費は無料とする。なお、コンソーシアムが実施する個別の活動に必要な経費、その活動に参加する者が応分の負担を個々に行うものとする。

## 第9条(退会)

会員が退会しようとするときは、別に定める退会届出書を事務局に提出しなければならない。なお、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものと見なす。

(1)入会した法人又は団体が、解散し又は破産したとき

(2)会員が法令または公序良俗に反する行為を行うなど、事務局が会員として不適当と判断したとき

## 第10条(その他)

本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は事務局が定める。

## 附則

この規約は、平成30年11月1日から施行する。